

# 戦争孤児問題の現在と研究課題

—国家の棄児政策はいかに遂行されたか—

浅井 春夫

(立教大学名誉教授)

「あなたたちは来るのが遅すぎる！何年たっていると思っているの。もう72年もたっているんだよ！」

この言葉は、長崎の原爆孤児の方々への聞き取り調査の冒頭に、私たちに投げかけられたものである。もう語るができる人も本当に少なくなっている。その方は記憶も薄らぎ、錯綜することも少なくないと言われていた。

その言葉に恥ずかしさとともに、いまこの場をつくることができ、微々たる責任を果たせたような思いもした。自らの人生を語ることも、光が当てられることもなく、亡くなった方々がどれだけおられるのだろうか…。私も含めてこの国はこれらの人たちに、どれだけ耳を傾けようとしてきたのであろうか。声なき声を聴き取るちからがどれほどあるのかは、率直に言って自信がないが、できることをやろうという決意はある。戦争孤児、戦争体験者としての言葉を噛みしめて、歴史のギリギリの局面で、できることをしなければという想いを抱いて帰ってきた。

はじめに —戦争孤児の体験と記憶をどう記録できるか—

戦争孤児問題に関して、当事者でない人間が聞き取り、研究・調査を踏まえたとしても、どこまでその体験の真実・事実を文章化し表現できるのであろうかという“恐怖心”のなかで書く作業となっている。私はこれまで比較的気楽に文章を書いてきたのだが、戦争孤児体験者の方々の声を聴くにつれて、そうした想いが強くなっている。自らの文章に、他者の想いと無念さをのせて書くという作業に挑んでいる。

人間の人格が形成される時期に、親との突然の別離を体験し、幼児期から思春期までを戦争孤児として生きた記憶は、ときには浮浪児として闇市のなかの集団のなかで、また親戚に奉公人として引き取られ、あるいは「戦災孤児等集団合宿

所」「戦災児育成所」「児童収容保護所」、1947年12月の児童福祉法公布からは「養護施設」での生活を体験するなどさまざまである。その記憶を聞き取って言葉と文字にすることで、真実をどこまで記録することができるのかが私たちに課せられている。

どこの場で暮らすこととなっても、ひもじさといじめ、愛情に枯渇した生活を余儀なくされていた。それでも現在、私たちの聞き取り調査に協力をしていただいている方々は、その人生で恩人といえる援助者との出会いがあったのが実際である。過去を振り返るときの風景は、現在と未来をどのように生きてきたか、生きていこうとしてきたかによって、その情景は変わってくる。その意味では戦争孤児の方々の戦争体験と暮らしの戦後史は一人ひとりの固有の体験である。同時にその固有の体験の共通の土台となっている歴史的条件を整理することなしに、真実を射抜くことはできない。戦争孤児たちの戦後史は、固有の体験に分散させてはならない研究課題であることもいうまでもなからう。

「戦争孤児たちの戦後史研究会」（2016年11月に有志で結成し、巡回研究会を全国で開催）に寄せられた戦争孤児体験者の声のなかには、「いま言わなければ言わないままで死ぬことになるので…」「生きているいま伝えなければ…」という意見が少なくなかった。そうした当事者の体験を私たちはどのように聞き、記録として残すことができるのか、国際的には戦争の再生産システムが継続されている現在、日本がその一環に組み込まれる可能性が拡がりつつあるなかで、アジア・太平洋戦争の真摯な総括をするうえでも、戦争孤児問題を歴史の闇に葬るような国の姿勢は改められるべき課題である。国がどうであろうと、戦争孤児問題の解明は国民の側にも残された歴史に関わる使命であると受け止めている。

## 1. 戦争孤児問題とは何か

### 1) 戦争孤児の分類

戦争孤児と一言で言っても、当時の状況は実に多様であり、全体像を把握することはたやすくはない。戦争孤児の類型を整理すれば、それは第1に戦争孤児になる経路別の類型化、第2に戦争孤児となった地域・特殊な状況別による類型化を考えることができる。

第1に経路別の類型化で整理すれば、以下のように考えることができる。

- ①戦災孤児…日本全国への空襲により保護者を失い、あるいは別離を余儀なくされた孤児で、広島・長崎の原爆孤児も含む
- ②引揚げ孤児…中国（旧満州）やサイパンなどから帰国した孤児
- ③残留孤児…中国（旧満州）や樺太などに取り残され、現地の人に育てられた孤児。引揚げ孤児として帰国する人も少なくなかった。

- ④学童疎開孤児…戦時中に学童疎開しており、戦争で保護者・親類等を失い、身寄りを失くした孤児
- ⑤国際孤児…「混血児」と呼ばれてきた孤児たちで、連合国軍、主にはアメリカ軍兵士・軍属と多くは日本女性との間に生まれた孤児
- ⑥遺棄孤児…戦時中に家族から遺棄された孤児も少なくなかった
- ⑦その他…戦争孤児になった経路もわからない孤児

第2に、地域別の戦争孤児の類型化で整理すれば、

- ①東京大空襲など全国の大空襲による戦災孤児…大空襲被害孤児は全国に存在していたが、鉄道などを使って東京、大阪・京都・神戸などの大都市に集中
- ②沖縄の戦場孤児…沖縄本島そのものが戦場となったなかで、身寄りを失くした孤児で、多くは孤児院に収容された
- ③広島・長崎の原爆孤児…原爆投下によって身寄りを失くした孤児で、学童疎開をしていた子どもたちも多い
- ④その他…戦争孤児になった地域もわからない孤児

このように整理することによって、戦争孤児として総称されても、その実際は一様ではなく、さまざまな困難の経路があったことがわかる。したがって経路別であっても、地域別であっても数値上の把握だけでなく、戦争孤児となった経路や状況、地域的な特殊性、援助者の有無などを含めた個別性を踏まえて、戦争孤児の実態を資料として積み上げていくしかない。その作業さえ国が行政責任と戦争責任を果たさないままに現在まで推移しており、あらためて市民レベルで戦争孤児問題の実態把握と本質の解明をしていく必要に迫られている。

## 2) 戦争孤児問題の本質

わが国におけるアジア・太平洋戦争の戦争孤児問題の本質を措定しておくことなしに、戦争孤児問題を理解することはできない。結論を先にいえば、戦後の応急課題に米軍を中心として連合国も日本政府も、子ども・人間のいのちと生活を保障する姿勢が欠如していたということである。

そしてそれ以上にまさに戦争さえなかったら、戦争孤児問題は発生しなかったという事実である。戦争は、①臨戦態勢と戦争に至るまでの庶民の生活破壊が深刻化し、②国民生活は軍隊による軍事統制のもとで不自由を強いられ、教育分野では「教育勅語」(1890(明治23)年10月30日に明治天皇の名前で公布)が「修身」という教科として位置づけ、戦総動員体制を思想的にも整備し、③敗戦後にはまったく国民の生活は顧みられることはなかったのである。そのひとつの現実が巷に溢れる浮浪児であり、戦争孤児たちであった。戦争孤児は、子どもたちのなかで“戦争乞食”と揶揄されていた。

戦争孤児問題の本質は、第1に日本国家が国民のいのちと暮らしを守る使命を放棄し、結果として棄民棄児政策をとってきたことにある。第2に連合軍占領軍の中核であった米軍の占領政策は国際的取り決め（1899年「陸戦ノ法規慣例ニ關スル条約」：ハーグ陸戦協定など）を無視した現実があったことは決定的である。そもそも家族を含めた占領軍の生活保障の費用は396億円（政府予算の1／3）であったのである。その費用のなかには、連合軍向けの娯楽施設や（性的）慰安施設の開設なども含まれている。

戦争孤児が生きていくためには、浮浪児として社会のなかに出て、靴磨きややくごの使い走り、米軍を相手にした「慰安婦」となることであった。

第3に戦争遺児は国家のためにいのちを捧げた家族（多くは父親・兄）として敬意を払われる存在とされてきたが、戦後は国家からも放置される存在となってしまった。地域における戦争犠牲者への福祉機能はほとんど破壊されつくされたのが実際であった。国家の国民を守る権限の放棄という現実が露わになっていた。

## 2. 戦争孤児たちの戦後史断章

NHKテレビでの放映（「ニュース ウオッチ ナイン」2017年5月5日放映）や朝日新聞、東京新聞の記事で取り上げられたことで、「戦争孤児たちの戦後史研究会」の事務局に寄せられた情報や私の聴き取り調査などで把握した事例（問題の本質は変えない範囲で、具体的な事象を組み替えることで個人が特定できないようにしている）を紹介する。言うまでもないことだが、戦争孤児の方々の戦中戦後史は、まさに人それぞれの歩みと局面を生き抜いて来られたという事実と現実である。

【情報提供内容の分類】は、おおよそ以下のように整理することができる。

- A：戦争孤児当事者から直接寄せられた情報
- B：当事者にアクセス可能な情報（戦争孤児体験者から直接話を聞かれた方からの紹介）
- C：「収容施設」に関する情報やその場所へのアクセス可能な情報（現在は無いが、元の所在場所と状況などについて）
- D：戦争孤児と出会った体験・記憶など（強烈な印象として残っている場面など）
- E：戦争孤児に関わる文献・映画等の紹介（戦後、多くの関係する施設史や孤児問題の書籍とくに個人史の記録、また映画などが上映されてきた）
- F：そのほか－支援・訪問・調査活動の経験、満州引き揚げ体験など

以下、元・戦争孤児の方々に聴き取りをしたなかで、印象に残っている内容を紹介する。

### 1：分類A) Aさん(70歳代 女性)

母親の日記が残されており、戦中からの状況が書き残されている。母は夫(Aさんの父)の実家(H県)にお世話になる。子ども2人は別の場所で暮らす。日記は戦後2年で、母が自死をしたことによって終わっている。自死の原因は、叔父(夫の弟)に強姦をされ、妊娠をしたことであった。父親の戦死によって支給される、現在の「特別弔慰金」(償還額：年5万円、5年ごとに額面25万円の国債の交付)、「遺児年金」(※現在は遺族基礎年金制度の成立に吸収されたことにより廃止)を25年間も、私たちに渡すこともなく、内緒で独り占めしていた。また別の場所で暮らしていた自分の兄弟を迎えにきて、「遺児年金」として支給されるお金の群がってきた人々が少なくなかった。

自分自身は中学の教師に助けられる。お菓子などを食べさせてもらったり、病弱でもやけがひどかったので、冬には先生が掃除をやるからと助けてもらったりした。この教師と出会うことで人間への信頼を取り戻せた。戦争孤児とその周辺のできごとは他人事ではない。

### 2：分類B) Bさん(70歳代で死亡 女性) 亡くなって10年経過に関する情報提供

Bさんは九州で両親と別れ、行方はわからない。戦争孤児5歳の時に戸籍をつくる。“浮浪児”仲間と広島、長崎に行き、船で関東に辿り着く。その際に大事なものをなくして、上野で警察官と巡りあい、その方の弟の家で生活をはじめた。その後、児童養護施設で暮らすことになった。現在は結婚をして2人の子どもを育てあげた。警察官との出会いによって人生が大きく変わった方であった。

### 3：分類A) Cさん(80歳代 男性)

1945年3月10日、東京大空襲で被災。父親は死亡。中3の時の勤労働員で、強制移動で作業に従事。3月末、夜行列車で北陸に移動するが、そこでもまた空襲を受け(市街地の99.9%が焼失)焼け出される。母と妹(乳児)は焼死、本人と弟が生き残る。孤児となり、親戚に預けられる。

移動先の大阪空襲で三度被災し、下の兄弟3人は施設に預けられる。1947年から10年余りを関西のキリスト系の施設で生活する。15歳で卒業し、住み込みで就職するが、放浪生活はもっと長く、学歴、学力が足りない中で暮らしてきた。関西の施設から九州の男子専門の施設で生活し、中卒で施設を出る。

体験的な話で、多くは浮浪児で「駅の子」として暮らす。施設で戸籍を作ることになった。戸籍づくりで兄弟関係が戸籍上はなくなることがあった。社会に出た後は施設にいたことを隠すことで生きることが多い。女子は性被害・強姦、売買春(性売買)、人身売買に行き着いてしまうこともあった。女性の場合、連絡

が取れず、“行方不明”になっているのが2／3となっている。ホームレスで亡くなった人が「戦争さえなかったら……」と言い残していた。

#### 4：分類A）戦争孤児体験者 Dさん（80歳代 男性）

終戦時は14歳、都内で迎える。1945年の敗戦直前に、少年兵を志願し、鉄道業務に徴集され、教習所の寮ではお昼ごはんはイワシ弁当、夕食はすいとん7個、カラ汁（おからを入れた味噌汁）で暮らした。硫黄島に派遣され、何とか生き帰ることができた。

現在、肺がんを患っているが、一人暮らしをしている。「死ぬ前に自分の体験は誰かに伝えたい、そうしないと死んでも死にきれない」という言葉は、息苦しそうではあったが、はっきりとした口調であった。

### 3. 国家の棄児政策はいかに形成・遂行されたか

敗戦直後の戦争孤児対策国家の棄児政策は戦前からの延長線上に形成され、米軍の占領支配によっていっそう強固にした政策となっていた。その内容は救貧というより排貧の側面を色濃く持っていたのが本質である。「国家の棄児政策」と私が指摘する理由を以下にあげておきたい。

第1の理由は、厚生省の「全国孤児一斉調査」の実施時期（1947（昭和22）年12月6日、厚生大臣官房会計課長連名通牒）の遅れと事実の隠ぺいを指摘しなければならない。公表は1948年2月1日とされているが、実際には社会問題として対策を検討するための基本情報としては活用されなかった。

とりわけ激烈な地上戦が繰り返された沖縄の戦争孤児問題は、日本政府の戦争孤児調査の対象としては無視され続けてきたことも大きな問題である。米軍の占領統治のもとで調査ができなかったという理由も成り立つかもしれないが、72年の本土復帰後にまとめられた総理府（現在は総務省に引き継がれている）が委託し、社団法人日本戦災遺族会がまとめた戦争孤児特集の「全国戦災史実調査報告書」（同、1982（昭和57）年度、83年3月公表）においても沖縄県は調査対象から省かれている。その点で政府は一貫して沖縄戦の真実を隠ぺいすることに終始し、戦後37年の時点でも“捨て石”のままにされてきたのである。

第2に、先の「全国孤児一斉調査」における孤児数12万3,511人に対して、施設入所孤児数は、孤児全体の約1割であったので、それ以外の9割は浮浪児とならざるを得なかった。その点で日本政府は孤児の受け入れの絶対量を保障することなく、結果的に戦争孤児たちが浮浪児となることへの対策を怠ってきたといわざるを得ない。加えて孤児収容施設・収容所の処遇レベルは子どもたちの居場所としてはきわめて貧困な環境であったので、狩り込み－施設収容－逃亡という悪循環をつくり出していた。

敗戦直後は、閉鎖と焼失、移転などにより、孤児院・育児施設は87か所であった（全国社会福祉協議会養護施設協議会編『養護施設30年』同、1977年、15頁）。1946年12月10日現在、孤児収容施設は268か所（公立38、民間222、不明8）となっており、入所孤児数7,615人（前掲、40頁）、47年では入所孤児数は1万2216人となっている（厚生省児童局「日本における児童福祉の概況」同、1950年11月）。

この間、GHQおよび日本政府は、連合国軍占領下の日本政府によって作られ、主には米軍向けの「慰安施設」（運営は「特殊慰安施設協会」、英語表記ではRecreation and Amusement Association、頭文字で略称：RAA）などを、1945年8月末には建設・開業が行われ、戦争孤児のいのちと福祉などはそっちのけであったことは指摘しなければならない。

第3として、戦時中から「国児院」構想は存在していたが、国による責任ある孤児対策は具体化されることはなかった。戦力の確保政策としての学童疎開をした子どもたちのなかに大量の孤児が生じたために、国家的な対策が求められたのだが、結果的には民間の篤志家、宗教家などに委ねることになった。前述した「全国孤児一斉調査」では、学童疎開をしたなかで戦争孤児となった子どもたちがどのように数えられたのかは不明である。「一般孤児」8万1,266人に算入されている可能性がある。

1946年12月の孤児収容施設268か所のうち、公立は38、民間222、不明8となっており、不明を除いて、公立は14.6%となっている。現在においても公立1：民間9の割合という構造となっている。ただし民間といっても基本的には社会福祉法人であり、公費助成制度としての措置費制度によって公的責任が担保されている。

第4に、児童養護に対する量的対応だけでなく、質的な対応に関しても子どもの権利保障の視点は乏しかった。1974年の「特別育成費」（高校進学経費の公的助成）が措置費として支弁されるまで、高校進学は施設児童の権利として公的責任で保障されることはなかったのである。戦後直後から底辺層に組み込まれる労働力政策の一環に組み込まれてきた。

職員配置に関しても、戦後直後の子ども10人に対して職員1人という配置基準が1964年度に9：1となったが、約20年間は敗戦直後の状況に据え置かれてきたのである。

第5として、社会的自立に向けての支援制度が決定的に貧弱なままで放置されてきた。アフターケアは各施設での自覚的な努力に委ねられており、“措置の切れ目が縁の切れ目”といった現実のなかで、戦争孤児たちもまた社会に巣立たなければならなかった。孤児たちにとっては社会に放り出される実感のなかで生きていかざるを得なかったのである。

戦争孤児対策は、救済・福祉政策として機能する側面は限定的で、実際には救貧主義と排貧主義が混在した政策となっていた。その点は、応急対策の前提とな

る事実を把握する基本姿勢がきわめて乏しかったことから出発して、戦争孤児対策は、実際には棄児政策という本質的な内容にあったのである。

#### 4. 研究方法をめぐって

本格的に戦争孤児の研究に足を踏み入れてから数年が経つが、このテーマは研究方法の制約がきわめて限定的な分野である。あらためて研究条件の制約と研究方法に関して整理をしておきたい。

##### 1) 研究の制約条件

第1に、言うまでもないことだが、もともと戦争孤児・孤児院（現在の児童養護施設）に関する記録が少ないことがあげられる。戦時体制下では軍事労働力予備軍の確保対策としての福祉政策であり、社会防衛的な政策の側面が色濃く投影しているので、紙そのものが不足していたことも相まって記録として残されることがきわめて少ない。

第2に、戦争を推進してきた日本政府の国家的犯罪といえる“証拠隠滅”対策がある。戦中期の公文書・機密資料・行政書類などが敗戦を期して一斉に全国で焼却処分の対象となった。重要書類の焼却は、1945年8月14日の閣議決定を受け、連合国軍進駐までの約2週間に、政府・各自治体や旧日本軍が組織的に廃棄処分を実施したのである（吉田裕『現代歴史学と戦争責任』「敗戦前後における公文書の焼却と隠蔽」青木書店、1997年、127～141頁）。

第3として、第2の点と関わって、日本政府・軍閥が戦争の記録と史料を正確に記録し残す努力を怠ってきたとともにそうした余力もなかったことがあげられる。

第4に、敗戦直後の「救育所」（明治33年法律第51号）、「戦災孤児等集団合宿教育所」（文部次官通牒、昭和20年9月15日）、「児童保護施設」（厚生省社会局長通牒「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」昭和21年4月15日）、「児童収容保護所」（昭和21年厚生省発社第115号「主要地方浮浪児等保護要綱」）、「収容施設」（「全国孤児一斉調査に関する件」昭和22年12月6日）、「児童福祉施設」「養護施設」（児童福祉法、昭和22年12月12日）などでは、生活の記録を残すだけの職員の側にも余裕がまったくなかった。またそうした記録を残すことに関する行政からの指示も徹底されなかったのである。加えて、少なくない施設が1960年代から70年代にかけての高度成長期において建て替えが行われたが、その際に廃棄・焼却処分された記録・資料がかなりあることも残念な事実である。

第5に、当事者もまた自らの体験を語ることを避けてきたのである。ある戦争孤児は、成人しても孤児仲間から「孤児だったことは絶対に他の人に話したらダ



メだよ！」と言われてきたし、いまもそう忠告されていると言われていた。仲間  
の掟として、また社会的排除の圧力を招かないために“口封じ”がされ暗黙の了  
解となってきたのである。

第6として、貴重な研究成果もあるが、戦争孤児問題が研究の対象として取り  
上げられることは少なかった。歴史学研究においても一種のエアポケットとなっ  
てきた。その点では歴史学と社会福祉学・児童福祉研究が繋がることは少なかっ  
たのである。

最後に、研究会・組織の未組織という状況も問題である。東京を中心につくら  
れた当事者組織である「戦争孤児の会」は2017年8月に解散となった。そうした  
時代の局面で「戦争孤児たちの戦後史研究会」が果たすべき役割を自覚せざるを  
得ない。

これらの多くの諸条件が重なり合って、戦争孤児問題は研究の片隅に置かれて  
きた。研究をすすめる上でさまざまな制約はあるが、制約のない研究は存在しな  
い。その点では文字として記録化されている文書の隙間を埋めていく役割ととも  
に、真実を発掘していくことが当事者からの聴き取り調査の使命である。残され  
た時間が少ないなかで、研究の組織化と真価が問われている。

## 2) 研究方法の模索

先行研究の整理を踏まえて、研究をすすめる方法を検討していきたい。

研究方法の第1は、「戦争孤児」当事者、施設従事者、地域の関係者などの証  
言を、この数年で掘り起こす作業は必要不可欠であるとともに、直接に生の声を  
聴くことのできる最後の残された期間となっている。参考資料として末尾に添付  
している【「戦争孤児」体験者の方々へのインタビュー調査】を参照されたい。  
試作品としてのインタビュー項目のたたき台を検討しながら研究活動のネット  
ワークを拡充し調査を具体化していきたい。

第2に、児童養護施設等の各施設史（〇〇年の歩み、〇〇周年記念誌など）に  
は、当時の個別の施設のおかれた状況のもとで戦争孤児を受け入れてきた歴史が  
ある。戦後直後に開設されたり、再開されたりした施設も少なくない。当時の具  
体的な生活状況が書き残されていることも多く、戦争孤児たちがどのように戦後  
の再出発をしたのかを把握することができる。

都市部においては短期間で「狩り込み－収容－逃亡」と記述された「養護施設」  
（現在の児童養護施設）入退所の記録が残されている。かなりの頻度で戦争孤児  
が流入と逃亡を繰り返していたのが実際であった。「狩り込み」とは、もともと  
は動物などを狩り立てて捕獲することをいうのだが、戦後直後は巷にあふれる  
“浮浪児”（現在でいうと、ホームレスのこと）を、警察や行政、福祉関係者が「浮  
浪者」「浮浪児」「売春婦」などを街頭で一斉に検挙することをいった。

第3に、戦争孤児の個人史の記録文献も貴重な記録である。時代背景を基調としつつも、年齢、地域、施設、職業、親戚関係、支援者との出会いなどによって、人生は大きく変わることになる。ひとり一人の人生はまさにそれぞれ固有の歩みである。個々の戦争孤児の方によって、どのような社会環境の影響を受けてきたのか、またどのように現実に向かいあったのかなど、同じ人生の歩みなどはひとつもない。

第4として、国の政策がいかなる内容であったのかについて、戦争孤児対策がいかなる発想と観点で具体化されようとしたのかは、国会での論議を把握することで、通知や要綱などに示された方針の本質を読み取ることができるといえよう。この課題は別稿で考察をする予定である。

第5に、各自治体での政策はいかなる内容であったのかも問われる必要がある。

第6に、宗教者などによる支援者組織、施設づくりと処遇内容の工夫なども記録されるべき課題である。

第7として、米軍を中心とした占領政策とりわけ住民訓育政策がいかなる目的で、どのような内容であったのかを米軍の方針と史料のなかで読み取ることが必要になってくる。

これらの研究方法を組み合わせながら、戦争孤児問題の多角的な解明が求められている。

現在、戦争孤児問題で問われていることは、この時代に「戦争孤児」体験者の方々の人間としての叫びとしか私には表現できないが、いま語らなければ死ねないという想いが絞り出された声になっているように感じている。次々とあふれ出すように語ってもらえる方もいれば、間をおいてぼつりぼつりと話される人もおられる。その言葉のなかに、いくつもの情景が去来しているのであろうか。こうした方々の声に、真摯に耳を傾ける人間の良心を持ち続けたいと心している。

戦争孤児と「孤児院（児童養護施設）」での体験的記憶の二重構造についても補足的に書いておきたい。それは聴き取りのなかで直観的に感じたことだが、孤児体験者の記憶は厳しさを実感したなかでの語りであるが、従事者の記憶にはやや牧歌的な違和感のある暮らしの記憶として残っている場合も少なくない。その点で同じ空間と暮らしを共有しながらも、両者の記憶は二重構造となっている。この点も同じ時期の共有空間に関する聴き取りであっても、ケアする側とされる側では感じ方と記憶の呼び戻し方には大きな開きがある。その点をどう記述に反映させていくのかは留意すべき視点となっている。

## まとめにかえて ―歴史をつなぎ、歴史をつくる―

### 「空襲等民間戦災障害者に対する特別給付金に関する法律」のゆくえ

2017年4月27日、超党派の議員連盟（会長・河村健夫元官房長官）が国会内で総会を開き、「空襲等民間戦災障害者に対する特別給付金に関する法律」（仮称）案の素案をまとめた。その骨子は、（1）対象者は生存する障害者とケロイドなど「外貌に著しい醜状（しゅうじょう）」が残る人。国籍条項はなし、（2）一時金50万円を支給、（3）対象期間は1941年12月8日～45年9月7日、（4）戦災孤児や精神的被害を負った人などの被害の実態調査を国に義務づける、（5）死亡者を追悼する施設の設置などを行う、（6）補償ではなく「慰藉（いしゃ）」の位置づけ、（7）請求期間は施行日から3年以内、（8）早急に支給するため公布日に施行、などとなっている。

この法律素案をどのように受け止めるのかについては、さまざまな評価がある。まず特別給付金の対象を身体障害者に限定し、それも「外貌に著しい醜状」が残る人で、かつ一度限りの一時金で50万円の支給に限定されていることである。空襲で左足を失った方は「これでは私の義足も買えない」と総会で議員らに訴えている。

国は申請者の数を5千人から1万人と推定しており、総額50億円を想定しているとのことであるが、政府は戦後、元軍人・軍属に対しては累計で約60兆円の補償・援護をしてきたのに比べて、一時金によるきわめて少額での対応でしかない。オスプレイ1機が200億円を超える額で、17機もアメリカから購入することになっているのに！

とくに私が問題だと思う点は、賠償や補償ではなく「慰藉」という位置づけについてである。賠償ではなく「慰藉」とは「なぐさめいたわること」であり、補償とは「損失を補って、つぐなうこと」であり、補償が国家による戦争責任を意識したうえでの支援・施策という要素が加味されている点で決定的にちがう給付のし方である。

この法律の成立を急ぐ背景には、当事者が年々亡くなっていることがある。少数になってきた犠牲者に対する「慰藉」という位置づけで、戦争の被害者に一時金で対応するという免罪符としての意味を持っていることも事実である。

それでもこれまでの歴代政府のスタンスからすれば、民間の戦争犠牲者に対する金銭給付は、原爆の犠牲者を除くと、戦後はじめての施策となる。とくに「戦災孤児などの被害の実態調査を国に義務づける」という柱が加えられたことに着目し、ぜひ具体化したいと願っている。こうした調査を国の施策待ちで眺めているのではなく、民間・市民でできることは実行し、実態調査のあり方・方法を国に提起することが必要であると考えている。戦争犠牲者と戦争への真摯な反省と不戦の決意が国と国民に求められている。

## 「戦争孤児たちの戦後史」研究を全国ネットワークで

戦争は戦争孤児を生み、夫を失った寡婦を生じ、そして戦争で重傷を負った傷痍軍人を作り出す。これらの人々のすべては戦争の犠牲者である。社会福祉の役割は結局のところ戦争の後始末を中心にした機能を担わざるを得ない。

2017年6月に閉会した国会では、本法律案が成立することはなかった（正確に言えば、法律骨子であって法律案として成文化されていない段階）。戦争への真摯な反省を促していくひとつのステップになるように運動側が素案段階の内容を具体化する取り組みが求められている。

戦争への反省なき安倍政権の下で、いま歴史の分岐点で何をすべきかを考える義務と使命があることを、ひしひしと感じるようになってきた。2016年11月に「戦争孤児たちの戦後史研究会」を東京で発足し、第2回は京都の大禅院で開催（戦争孤児の遺骨が安置され、「せんそうこじぞう」が建立されているお寺）、第3回（7月15日）は広島で原爆孤児に関する研究討議を行った。講演①では「今、広島の戦災児を語りつぐ意味」と題して、「童心寺を次世代に語りつぐ会」会長の久保田詳三さんのお話を聴き、講演②として「戦災孤児を追い続けて」というテーマで、本庄豊さん（立命館宇治中学高等学校教諭）が報告をされた。第4回は10月28日（土）に愛媛県松山市で開催する。第5回研究会は2018年2月に長崎での開催を計画している。さらに今後の予定として沖縄、北海道、東北、東京などでの開催を考えている。

このように全国各地を巡回しながら研究会を開催し、歴史の事実を掘り起し活動している仲間たちとのネットワークをつくることを通して、3年後には「戦争孤児たちの戦後史」全3巻（総論、東日本編、西日本編）をまとめる予定である。

歴史の現局面・分岐点に遭遇している現在（この原稿を書き終えた6月15日朝、「共謀罪」法が成立した）、戦争孤児たちの戦後史研究会を発足することになったのは、戦争孤児体験者の生の声を聴き取ることができるギリギリの時期となっていることがある。当事者の自分史のなかの「戦争孤児」の時期と戦後の歩みを通しての語りによって、歴史をつなぐことができるのはいましかない。

戦争の反省はこれまでの戦後政治のなかで総括がされないまま現在に至っており、あらためてこの時期に戦争孤児たちの戦後史を掘り起こす意義があると思っている。いま戦争孤児たちの戦後史に光を当てて、歴史をつなぎ、歴史をつくる研究運動を、仲間たちとすすめたいと心から願っている。

## 【補足資料】

### 【「戦争孤児」体験者の方々へのインタビュー調査】

インタビューの日時：2017年 月 日（月）： ～ ：

インタビュー場所（ ）

#### ※インタビュー内容を録音させていただくことのお願いと確認

インタビュー内容に関しては、必要に応じて、テープお越しの文書の確認していただく。

お名前： \_\_\_\_\_（男・女）、現在の年齢： 歳（生年月日： \_\_\_\_\_）

現在の住所&連絡方法：〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

電話番号：

携帯番号：

ファックス：

メール：

#### これまでの人生の歩みについて

##### 1. 戦争孤児となった経緯

生まれたところ：どこで生まれたのか、その記憶の残っているところを聞く

当時の家族構成：「当時」とは：昭和 年 月 当時

どんな子どもであったのか：自らの子どもの記憶で印象的なことは何か

被災の記憶：昭和 年 月 日 何時ころ どこで

昭和 年 月 日 何時ころ どこで

記憶にある場面・情景など

家族との別離の記憶：どんな状況で別離を体験したのか

父

母

兄弟・家族

その他の方

戦争孤児になったことで、どんなことを体験されたか

つらかった経験・記憶：

いじめられた経験：

不自由だったこと：

生きるためにしたこと：

死を覚悟したことはありますか：これもどこまで聴けるのかはあるが・・・

他に語っていただくこと：

助けられた、親切にされた経験・記憶：

## 2. 住居・暮らしの場としごとの変遷

居場所・住居の変遷：※変遷の記憶をできるだけ具体的に  
何年生のこと、どこからどこへ  
どうして住居が変わったか

生きるための糧・しごとなどの変遷：どんなことをしたか  
自分自身：  
他の子どもはどんなことをしていたか

生活歴：表を作成し、記入

生年／生地／家族構成／父母・家族の仕事／

被災地／被災の記憶－いつ、どのような状況で被災されたか／

被災されたときに、特に強烈な印象として残っていること

居場所・住居の移動

学校生活・教育機会の剥奪状況

## 3. しごと（親戚などでの作業補助・家事手伝いを含む）の変遷

しごと状況と転職過程：はじめての「就職」は何であったか、それはどのような経過で就職となったかなど、当時の社会背景なども含めて聴く。

幼児期 どこから記憶があるのでしょうか？

「小学生期」どんなしごとをしていたか ※どの学年まで就学をしていたか

「中学生期」どんなしごとをしていたか ※どの学年まで就学をしていたか

「高校生期」どんなしごとをしていたか ※どの学年まで就学をしていたか

社会人期：いつから”社会人” となったと自覚されているのでしょうか？

## 4. 結婚・家族生活：結婚に至る経過

周囲の反対などの声、さまざまな反応

子どもをもうけることに対しての感情

ー喜びだったのか、躊躇があったのかなど、当時の感情はどのようなものであったかなどー

家族の一番の思い出となっているのは

5. 自らの信条・信念について：

これまでを生きてきて、自分を支えてきた信条や信念とは何であったのか

6. 私たち・子どもたちに伝えたいこと：

戦争に対すること

伝えておきたいこと

7. 【自由項目】 自然なやり取りの中でお聴きしたことなど